

地域における気象防災業務について

「地域における気象防災業務に関する検討会」（第 1 回） 資料

令和 7 年 6 月 11 日
気象庁

本検討会の開催趣旨

- 気象庁では、「地域における気象防災業務のあり方検討会」報告書（平成29年8月）に基づき、各地の気象台における重要業務として、防災の最前線に立つ市町村を中心に、JETT(気象庁防災対応支援チーム)の派遣や気象防災アドバイザーの活用など、平時から緊急時まで、地域の防災対応を支援する取組を推進。
- しかしながら、災害時に住民の生命を守り、社会の混乱を軽減するためには、自治体への支援に加えて、電気、ガス、水道などのライフラインをはじめ、報道、通信、医療、福祉・介護、交通、教育、流通、経済団体等、地域において社会経済活動の基盤を担う主体との連携強化の必要性を再認識。
- 本検討会では、特に甚大な災害事例における取組を振り返りながら、地域における様々な主体との連携のあり方をはじめ、地域における気象防災業務の充実・改善の方向性について議論。

気象台について

- 各道府県に地方気象台を置き、道府県単位以下の気象、地震、海洋などの観測・監視、予報・警報等を実施。
 - 札幌、仙台、東京、大阪、福岡には管区気象台、那覇には沖縄気象台を置き、広域的な気象、地震、火山、海洋などの観測・監視、情報提供等を実施するとともに、管轄内の地方気象台の業務を支援。
- 近年は、気象台が地域社会の一員として、住民の具体的な防災行動に結びつくよう、防災の最前線に立つ市町村を中心に、気象の状況や見通し等の解説の実施や、平時からの普及啓発、防災計画の作成支援等に力を入れている。



<市町村等への解説の例>

- 台風接近時など、災害発生の危険度が高まっている場合に、予想される気象の状況を解説
- 地震発生時に、地震活動や津波の状況を解説
- 火山噴火のおそれがある場合や噴火した場合に、火山活動の状況を解説
- 災害発生後の応急対策の実施判断に資するよう、気象の見通しを解説



県庁での解説
(令和6年能登半島地震)



地方整備局との合同記者会見に
おける解説
(令和2年7月豪雨)

地域における気象防災業務のあり方

～「地域における気象防災業務のあり方検討会」報告書（平成29年8月）概要に加筆～

【背景】

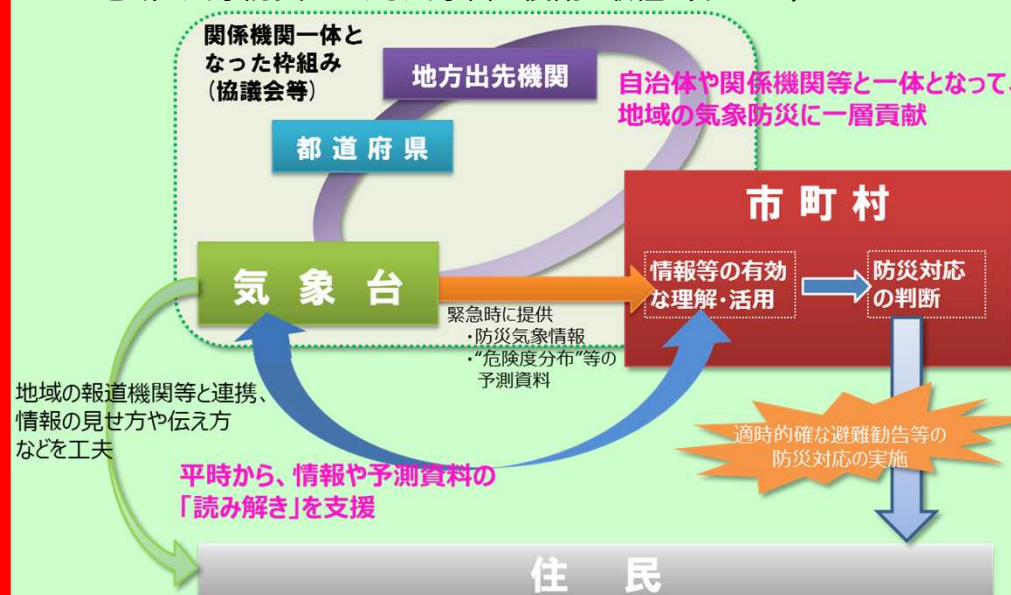
- 近年、相次いで発生する風水害や地震・火山等の災害を踏まえ、これら自然災害に対する地域の気象防災力を高め迅速かつ確実な避難行動がとれるようにするための取組を、都道府県、市町村、関係省庁の出先機関等、地域の各主体が連携して推進することが重要に。・・・「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(内閣府)、「防災意識社会への転換」(国土交通省) など
- 気象庁では、自治体等における防災対応の判断に資するよう、防災気象情報の改善を進めるとともに、災害発生に関連の強い“危険度分布”などの提供にも着手している。自治体への気象解説・助言などの取組を進めているが、これらについて自治体等における「理解・活用」を継続的に支援していくことが重要に。

地域における気象防災業務のあり方

【地域における気象防災業務の方向性】

- 「防災意識社会」を担う一員としての意識を強く持ち、市町村、都道府県、関係省庁の地方出先機関等と**一体となって、住民の具体的な防災行動に結びつくよう、地域の気象防災に一層貢献**
- 防災の最前線に立つ市町村に対し、既存の防災気象情報や“危険度分布”等の新たな情報を緊急時の防災対応判断に一層「**理解・活用**」（読み解き）いただけるよう、**平時からの取組を一層推進**

<地域の気象防災における気象台の役割と取組（イメージ）>



【具体的に推進する取組】

- 平時：自らの**地域の災害リスクを認知**して緊急時に気象情報を「**読み解き**」、防災対応へ活かしていただけるよう、信頼関係構築や実践的な解説・研修等の開催、気象防災の専門家の活用促進などの取組を強化
- 緊急時：適時的確な解説等により気象台が持つ**危機感を確実に伝え**市町村等の**防災対応を強力に後押し**
- 災害後：気象台と市町村等が、顕著現象発生当時の対応状況について**共に振り返り**を行うなど、取組の内容を**不断に改善**
- 住民等：情報の見せ方・伝え方の工夫や周知広報など、地域の報道機関等と連携し**地域全体の気象防災力向上**の取組を推進

これまでの取組による気象台と自治体との関係深化（例）

- ◆ 自治体側から気象の見通し等に関する問い合わせ（ホットライン）が増加
- ◆ 県からの求めにより、知事の会見に気象台長が同席し、地震活動や気象の状況等について解説
- ◆ 自治体職員向け勉強会（防災担当のみならず、福祉担当や教育担当も参加した例もある）や、地域の防災リーダー向け講習会等の依頼が増加
- ◆ 各種防災訓練への参加依頼が増加
- ◆ 気象台から自治体に出向くだけでなく、自治体側から気象台に出向き、意見交換等を実施している例も

これまでの取組により、気象台と自治体との関係は深まっている。



「地域における気象防災業務のあり方検討会」報告書（平成29年8月）を踏まえた

気象台による現行の取組例

気象台による平時の取組例（市町村以外を対象とした取組を含む）

●防災気象情報の「読み解き」に資する取組の推進

気象防災ワークショップ

- 防災気象情報を活用して、避難情報の発令など災害発生時の市町村の防災対応を疑似体験。
- 市町村職員や地域防災リーダー、消防団が防災対応を実践的に学習できる訓練プログラム。
- 令和4年度から6年度にかけて1,554市町村で実施。



多機関連携した集合形式での開催

●地域の気象防災力を向上させるための基盤の強化

あなたの町の予報官

- 府県内を複数の市町村からなる「地域」に分け、その地域毎に気象台内に5名程度の「担当チーム」を編成。市町村に寄り添い、平時から「顔の見える関係」を構築。
- 気象・気候・地震・津波・火山等に関する“ワンストップ”での支援。



地域に密着した日頃からの解説を実施

●緊急時の対応を共同で「振り返り」

「振り返り」

- 気象台の発表する防災気象情報や自治体支援および市町村の防災対応の双方について、自治体と気象台相互の理解を深め、更なる改善につなげていくことを目的とし「振り返り」を行う。

●地域全体の気象防災力向上に向けた取組の推進

普及啓発の取組

- 関係機関と連携し、地域住民に対して積極的に普及啓発活動を推進。
- 普及啓発の担い手（地域気象防災リーダー）の育成等、各機関が行う普及啓発活動を支援。
- 自治体の福祉部局等が実施する要配慮者対策を支援。

●防災の現場における気象防災の専門家の活用促進

気象防災アドバイザー

- 自治体の防災の現場で即戦力となる者として国土交通大臣が委嘱した気象防災のスペシャリスト。詳細は後述。

- 関係機関とも連携し、地域住民に対する普及啓発活動を推進
- 普及啓発の担い手（地域気象防災リーダー）の育成等、各機関が行う普及啓発活動を支援
- 要配慮者に対する取組も推進

講演会・出前講座

- 都道府県や市町村の教育関係機関等と連携した講演会等を開催
- 自治体等が主催する地域防災リーダー育成事業や防災セミナー、講演会等に積極的に支援・協力
- 自治体と連携した要配慮者施設への避難確保計画の策定支援や要配慮者関係団体への勉強会の実施、津波フラッグの普及啓発



各種資料の公開

気象庁ホームページ等で公開

eラーニング資料

- 台風・豪雨から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を学び、自らの状況を整理できる、動画教材・ワークシートを公開
- YouTubeに専用チャンネルを設け順次動画教材を公開



ワークショップ資料

- 防災気象情報に基づく台風・大雨時の行動を疑似体験できる。運営マニュアル、司会者用台本等も添付



各種資料のポータルサイト

- 対象年齢別、現象別、形態別、作成者別に整理し、検索機能を付して公開



気象台による緊急時の取組例（市町村以外を対象とした取組を含む）

●緊急時の気象解説の充実・強化

災害発生
数日前

防災メール

- 警報発表の可能性がある場合等に、防災関係機関に対して気象台が随時実施する、メールによる解説。

災害発生
1～2日前

オンライン説明会

- 自治体や報道機関等を対象とした顕著現象予想時の防災気象情報を補足する気象解説。
- 台風が襲来する予想となっている際は、「台風説明会」として、台風が接近する数日前～前日に、今後の見通しや警戒を要する時間帯等について詳細に解説を実施。

合同記者会見・報道発表

- 気象台、地方整備局等が共同で記者会見や報道発表を実施。気象の見通しや防災対応に関する注意点を事前にアナウンスし、危機感を共有。



合同記者会見の様子

災害発生
数時間前

ホットライン

- 災害発生のおそれが高まった際には、気象台長と首長との間で電話連絡を行い、気象の見通しや危機感の高まりを伝達。
- 気象台職員と自治体の防災担当者の間でも、電話による気象解説を随時実施。

●気象台職員の自治体への迅速な派遣

災害発生直前
又は
災害発生後

JETT

- 気象庁防災対応支援チーム（JETT：JMA Emergency Task Team）は、自然災害等により大規模な被害が発生したまたは発生が予想される場合に自治体へ派遣し、気象、地震活動、火山活動の状況や今後の気象の見通しの解説等により防災対応を支援するもの。
- 令和6年度は、のべ1,355人・日の職員を派遣。



JETTの活動の様子

※ 解説のタイミングは大まかな目安。

気象防災アドバイザーの活用

気象防災アドバイザーの任務

- 国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストで、限られた時間内で**予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人材。**
- 防災基本計画に基づき、地方公共団体が防災教育や人材育成、避難情報の発令等に活用。
- 地方公共団体の職員として採用された場合、**避難情報発令について首長への進言等**を実施。

平時の活動

- 地方公共団体内の研修や訓練の企画・運営を通じた人材育成
- 地域住民を対象とした普及・啓発
- 避難情報発令基準やタイムラインなどの防災計画の策定・改善
- 日々の気象解説 など

大雨等の災害時の活動

- 避難情報発令についての首長への進言
(防災情報や河川水位を読み解き、各地区の地形特性を踏まえ、首長に地域防災計画に基づく避難情報発令について進言)
- 気象状況や河川水位に対する危機感、避難場所の開設・閉鎖の見通しについての職員への解説 など

拡充・任用の状況

- 令和7年4月時点、計378名に委嘱。令和6年10月時点で74団体において71名（重複なし、令和6年度の実績）の気象防災アドバイザーが活動。
- 同人材の拡充のため、令和6年度に気象庁において育成研修を実施し、77名の気象予報士が修了。令和7年度も引き続き育成研修を実施予定。



気象防災アドバイザーの委嘱状交付



斉藤国土交通大臣（当時）からアドバイザーへの激励

気象防災アドバイザー任用の効果（主な市町村からの声）

- 気象防災アドバイザーに、台風などの大雨が予想される時には、今後の天気の見通しについて、職員向けに解説を行ってもらい助かっている。また、住民向けの出前講座も積極的に実施してもらっている。
- 気象防災アドバイザーに、避難情報発令の判断や部内訓練に関してのアドバイスをもらって、とても頼りにしている。エビデンスをもって危機管理室・危機管理監へ助言してもらっている。住民向け出前講座も積極的に実施してもらい市民からも人気がある。
- 最高のアドバイザーに来ていただいた。他市町村でもアドバイザーを採用したほうがよいのではないかと思います。
- 気象防災アドバイザーの的確な助言のおかげで、早期に対策ができ、ありがたい。大雨前日の学校の休校判断は、保護者から「前日に発表してくれたので対応しやすく、安心できました」と感謝の声が市に届いている。アドバイザーは市になくてはならない存在。
- 気象防災アドバイザーと気象台が協働し、市町村職員を対象に気象防災ワークショップを実施した。このワークショップには隣接する府県の自治体も参加し、参加者からは好評を得ている。
- 平時、緊急時を問わず、アドバイザーの支援が効果を発揮している。平時からの啓発により、大雨の際に水位上昇を確認した職員は、アドバイザーに頼ることなく自らの判断で出勤し対応している。
- 市の避難行動要支援者個別避難計画作成業務説明会において、気象防災アドバイザーに気象情報の利活用など防災の基礎知識について講話を実施し、わかりやすく説明していただいた。

平時・緊急時共に地域防災の推進に寄与。

一方、市町村における気象防災アドバイザーの活用は十分進んでいない。

気象防災アドバイザーの活用促進に向けた取組

- 災害が発生した自治体において、気象防災アドバイザーが自治体の防災対応における課題を抽出し、解決策を試行検証することにより、全国の自治体にその有効性や活用法について普及啓発を図っている。

令和7年度実施自治体

①青森県八戸市

被害をもたらす気象現象の理解を通じた住民避難の実効性向上

②宮城県刈田郡蔵王町

地域の災害リスクの読み解きを踏まえた地区防災計画の作成

③栃木県河内郡上三川町

気象予測の特性・精度等の読み解きを通じた職員のスキル向上

④鳥取県日野郡日野町

防災の専門体制が強くない小規模市町村における的確な防災対応に資する方策の検討

⑤福岡県みやま市

地域における現実的な気象シナリオを用いた職員向け訓練の実施



市職員向けに研修を実施
(令和6年度：高槻市)

任用実績 74団体71名

(令和6年10月現在)

※重複なし、令和6年度中の実績



5自治体以上



3～4自治体



1～2自治体

④鳥取県日野郡日野町

⑤福岡県みやま市

①青森県八戸市

②宮城県刈田郡蔵王町

③栃木県河内郡上三川町

- ※ 各都道府県内で気象防災アドバイザーを任用している市区町村数
- ※ 都道府県が任用している場合も1自治体として計上
- ※ 講演会等の単発の依頼も含む

議論の進め方（案）

住民の安全・安心を支える様々な主体

国の機関

- 気象台
- 国の出先機関
 - ・ 地方整備局
 - ・ 地方運輸局 等

自治体

- 都道府県
- 市町村
 - ・ 気象防災アドバイザー

社会経済活動の基盤を担う主体

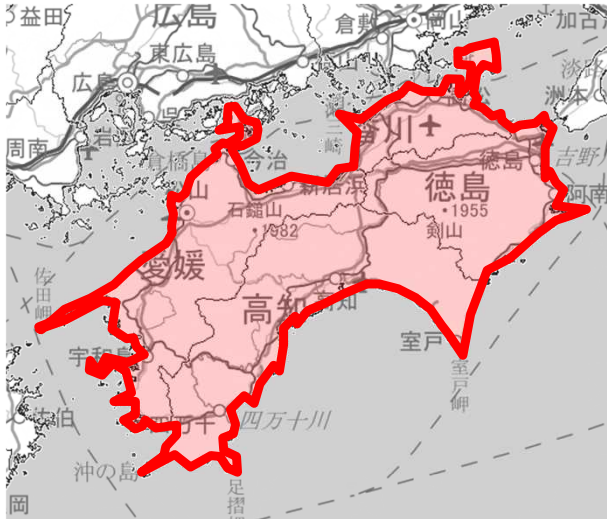
- ・ 電気、ガス、水道などのライフライン関係
- ・ 報道関係
- ・ 通信関係
- ・ 医療関係
- ・ 福祉・介護関係
- ・ 交通関係
- ・ 教育関係
- ・ 流通関係
- ・ 経済関係 等

民間気象事業者

◎ 災害から住民の生命を守り、社会の混乱を軽減させるためには、官民の役割分担を考慮しつつ、気象台はこれらの主体と関係を構築・深化させることが重要ではないか。

「地域」に応じた様々な主体

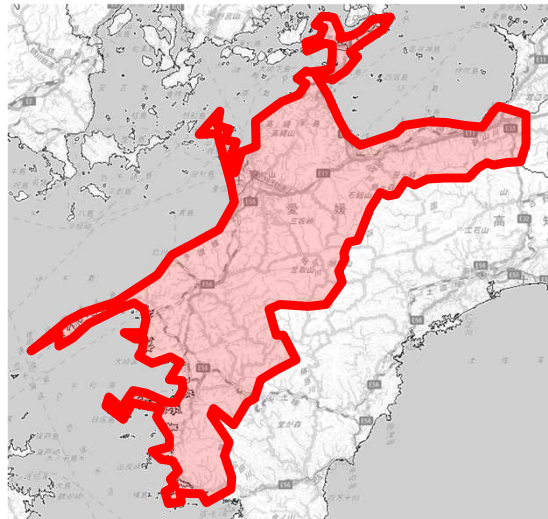
● 地方（例：四国地方）



主体の例

地方整備局、
地方運輸局、
電力会社、JR 等

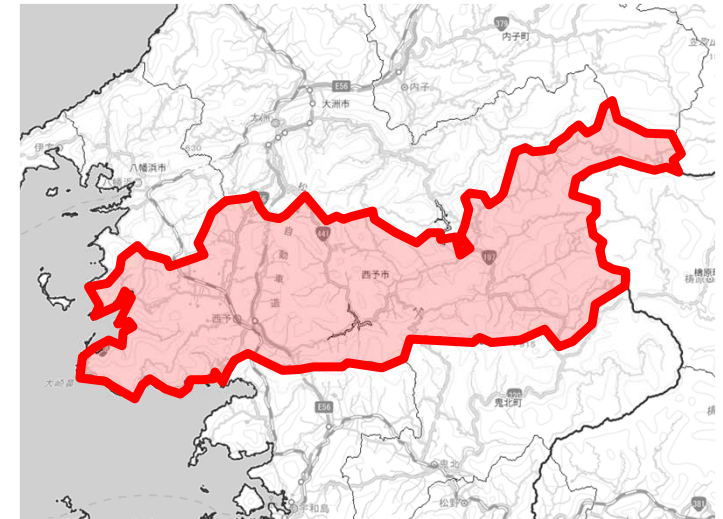
● 都道府県（例：愛媛県）



主体の例

都道府県庁、
県トラック協会、
県バス協会 等

● 市町村（例：西予市）



主体の例

市町村役場 等

地図出典：地理院タイル（加工して利用）等

- ◎ 気象台と各主体との関係構築・深化を検討するにあたっては、主体ごとに対象とする「地域」が異なること踏まえる必要がある。
- ◎ 住民避難の観点では市町村単位での支援が重要となるが、社会経済活動の基盤維持や広域避難の観点では、地方単位等、より広域での支援も重要になるのではないかな。

議論の進め方（案）

【方針】

- 令和6年能登半島地震等、甚大な災害事例においては、気象台による地域防災支援の取組が地域の防災対応に確実に機能することが重要。
- このため、特に甚大な災害事例において、気象台の取組と住民の安全・安心を支える様々な主体（以下①②）の対応を確認・分析したうえで、これら主体との連携のあり方をはじめ、平時を含めた今後の地域における気象防災業務における充実・改善策について議論。
 - ① 都道府県及び市町村
 - ② その他関係主体（国の出先機関や社会経済活動の基盤を担う機関等）

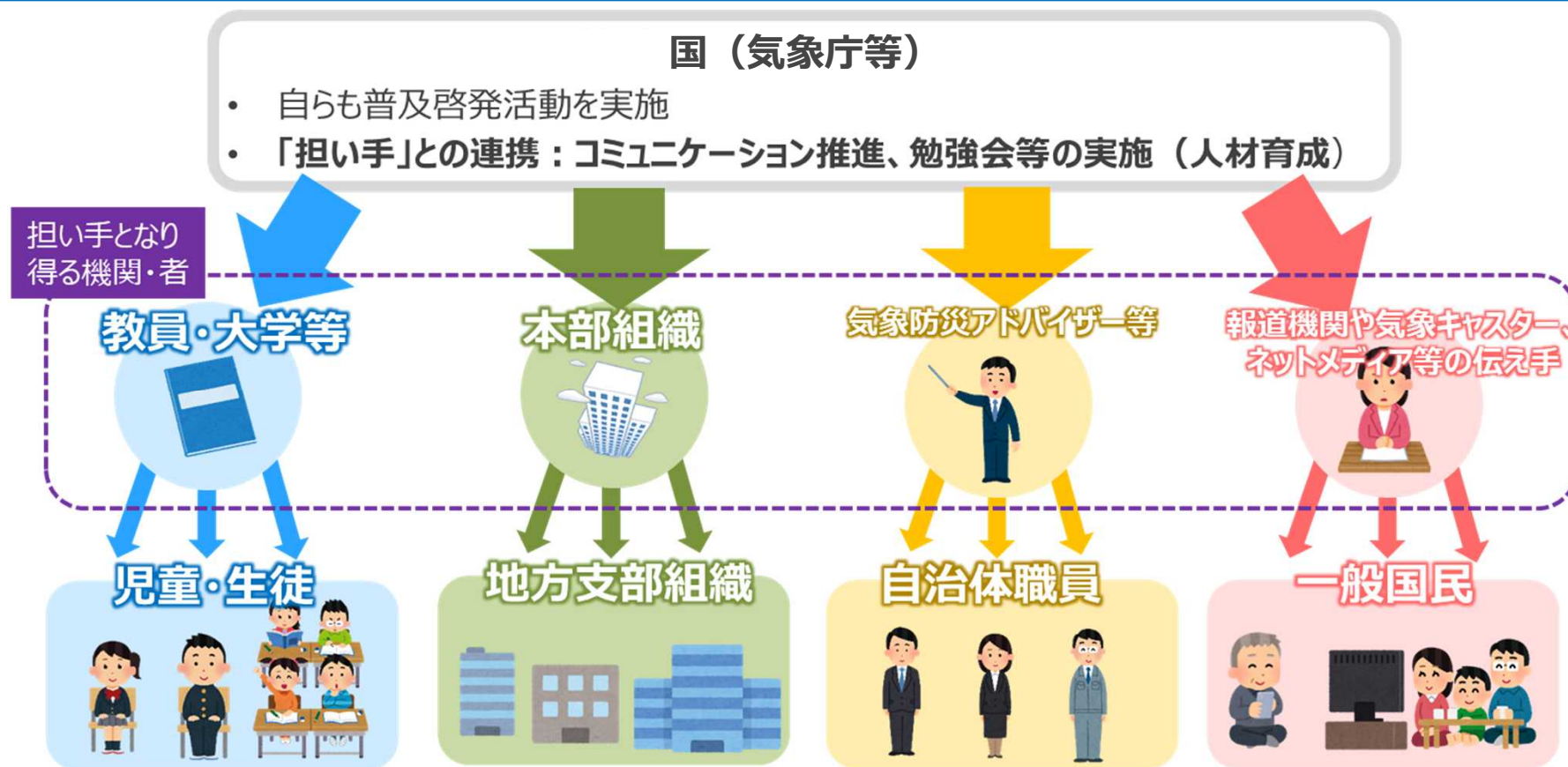


◎ 上述の方針を踏まえ、以下の流れで議論を進める。

- (1) これまでの甚大な災害事例等における気象台の取組や関係主体の対応を確認し、**住民の安全・安心を支える様々な主体を効果的に支援する**気象台の取組の今後の方向性について議論・まとめ（第1回及び第2回）
- (2) 地域における様々な主体（特に上述②）との関係構築・深化及び具体の連携策等について議論を深化（第3回以降）

普及啓発の取組に関する検討

- 災害時において、住民をはじめ地域の様々な主体が防災力を発揮するためには、平時からの普及啓発等、地域の防災力向上に資する取組が重要。
- 国による普及啓発活動に加え、様々な関係主体（教育機関、専門家、報道機関等）による普及啓発活動を推進することが必要。（「防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて」（令和6年6月）より）



「防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて」（令和6年6月）から一部改変

◎ 上述の方針を踏まえると、例えば、教育関係の主体と連携した防災教育の推進は重要な取組と言えるのではないか。

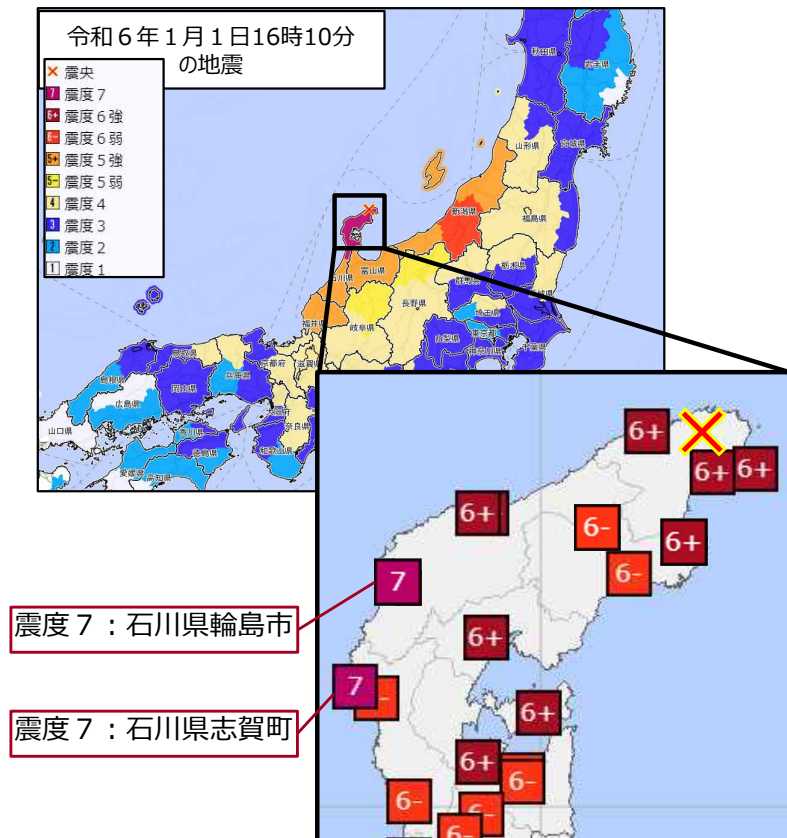
⇒普及啓発活動における様々な主体との具体の連携策については、第3回以降に議論。

甚大な災害事例等における 気象台の取組及び関係主体の対応

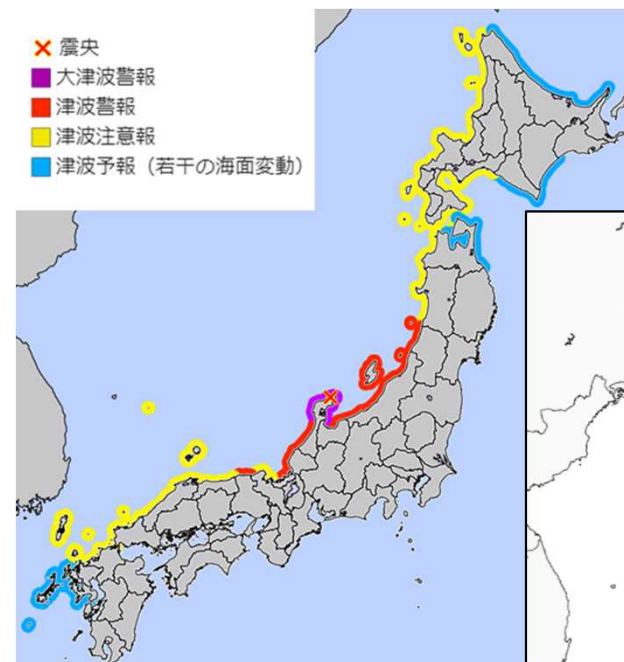
令和6年能登半島地震（概要）

- 令和6年（2024年）1月1日16時10分にマグニチュード（M）7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市（わじまし）、志賀町（しかまち）で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測。
- この地震により石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼びかけ。
- 気象庁では、令和6年1月1日のM7.6の地震及び令和2年（2020年）12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。
- 死者（災害関連死を含む。）・行方不明者 594 名、住家の全壊・半壊が 30,120 棟、非住家の半壊以上が38,866 棟（令和7年5月13日時点）という多くの人命や家屋等への甚大な被害のほか、ライフライン等への多大な被害をもたらすとともに、被害の範囲は新潟県や富山県などにも広く及んだ。

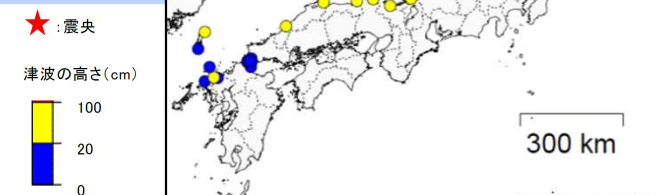
■ 震度分布図



■ 津波警報等発表状況（令和6年1月1日16時22分発表）

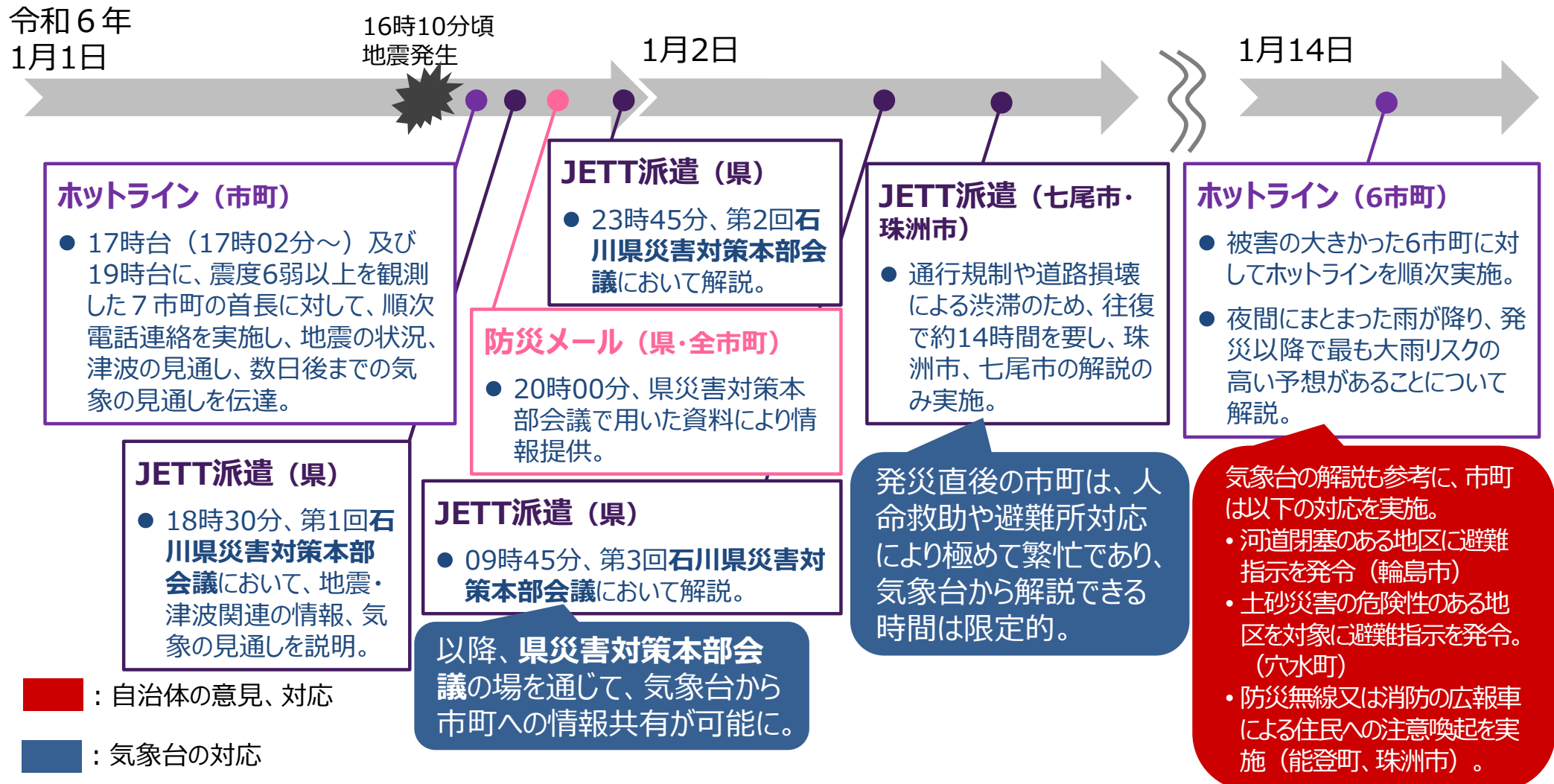


■ 津波の観測状況



気象台の取組及び自治体の対応 令和6年能登半島地震（発災直後）

- 被災市町は繁忙となっており、発災直後は市町へのJETT派遣が難しい面もあったが、県災対本部会議を通じて金沢地方気象台から市町に気象、地震活動等の解説による支援を実施。
- ホットラインによる解説も市町の防災対応の判断に繋がった。



▶ 発災直後の被災市町村の態勢を踏まえた気象台による取組のあり方は。

震災発生時の問題点

- ・被害状況の把握が進まない
- ・本庁、支所、出張所間の連絡にも障害
- ・限られた職員での対応
- ・市外からの救援・応援の到着までに長時間かかる
- ・孤立集落への対応（救助、物資、連絡手段）
- ・断水による消防活動の制限
- ・医師数、病床数に限りあり負傷者、急病人への対応が困難
- ・建物や道路被害により使用できない避難所もあった
- ・自衛隊、警察、消防等の待機場所確保が困難
- ・避難所として指定していない、市役所本庁舎や消防署へ避難者が押し寄せ、防災拠点としての機能低下
- ・想定をはるかに超えた災害の発生により、当初の災害対応は混乱を極めた
- ・発生が元旦であったため、各種機関は休みであった
- ・輪島朝市周辺で地震による大規模火災発生

気象台の取組及び自治体の対応 令和6年能登半島地震（復旧・復興期）

- 発災直後から石川県庁や能登半島の被災市町に気象庁職員をJETTとして派遣し、災害対策本部等において解説を実施するとともに、JETTを通じて把握した関係機関のニーズに寄り添った情報提供を実施。
- 金沢地方気象台だけでなく、全国各地の気象台からのべ約1,800名の職員を派遣。

JETTを通じて把握した関係機関からのニーズを踏まえて実施した解説の例

- ✓ 石川県道路部局からの、3時間10cm以上で通行規制をかける運用を考えているとのニーズを踏まえ、最大3時間予想降雪量を提供。
- ✓ 緊急消防援助隊からの、捜索活動の中止の判断に関連する気象状況のニーズを踏まえ、安否不明者の捜索現場近辺で、雨量基準を超過する見込みを連絡。
- ✓ 消防、警察、自衛隊等のオペレーション部門からの、医療・空輸等ヘリ飛行のため気象解説のニーズを踏まえ、大雨・大雪・強風・雷等の現象が見込まれる時間帯を分かりやすく表形式とした解説資料で提供。
- ✓ 観光庁及び石川県観光部局からの、風評被害対策に関するニーズを踏まえ、地域別の最大震度別回数を提供。

自治体からの声

- 「真冬の避難所運営や地震によって地盤が緩んでいることなどから、災害対応業務において気象情報は重要な情報の一つであり、発災後から気象台職員がリエゾンとして最新の気象情報を常に提供していただき助かりました。特に気温の予報から灯油の備蓄量を増やしたり、雨の予報から土砂崩れの警戒を呼び掛けたりする判断材料とすることができました。」（能登町）
- 「救出に関しては当日の気象状況が大変重要であった。当時は気象庁の職員が常に市の災害対策本部に入っており、常に最新の気象状況を共有できた。救出以外でも被災地にとって気象状況は大変重要であり、特に発災が1月であったことから積雪により、避難所での寒さ対応が十分であるか、物資の輸送が滞りなく実施可能であるか、工事の車両に影響がないか等を確認するうえで大きな支援となった。本来であれば、気象庁とは電話でのやりとりがメインとなるところであるが、対面にてやりとりができたため、コミュニケーションがとりやすかった。」（輪島市）

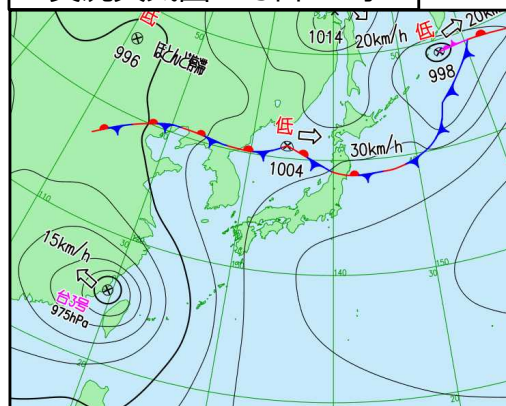
<全国からの応援>



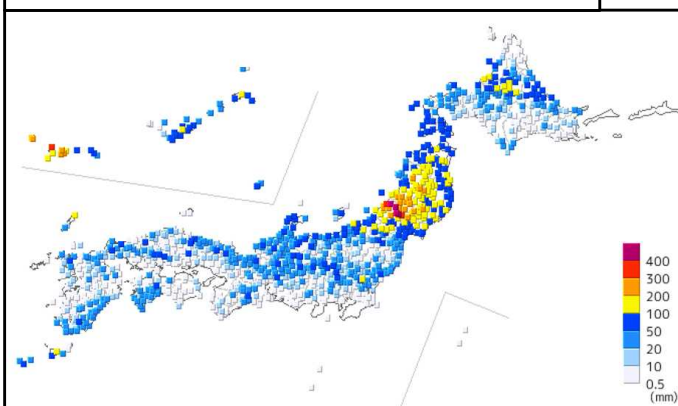
令和6年7月山形県の大雨（概要）

- 7月24日から26日にかけて、梅雨前線が北日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、北日本から西日本では大気の状態が非常に不安定となった。
- 東北地方の日本海側を中心に記録的な大雨となり、山形県では25日昼過ぎと夜に線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まり、大雨特別警報を発表した。24日から26日にかけての雨量は、東北地方で400ミリを超え、平年の7月の月降水量を超えた地点があった。

実況天気図 25日12時



降水量の期間合計値（24日～26日）

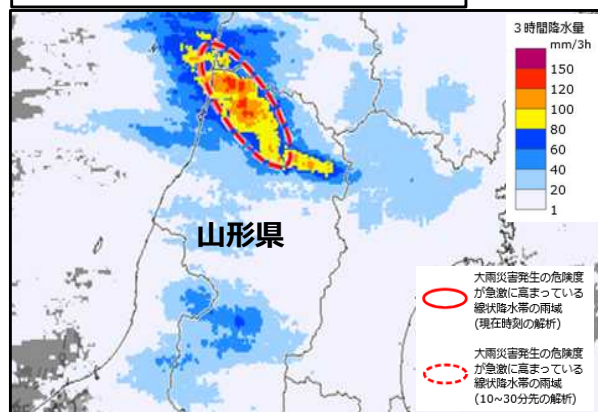


降水量の期間合計値と7月の月平均値との比（24日～26日）

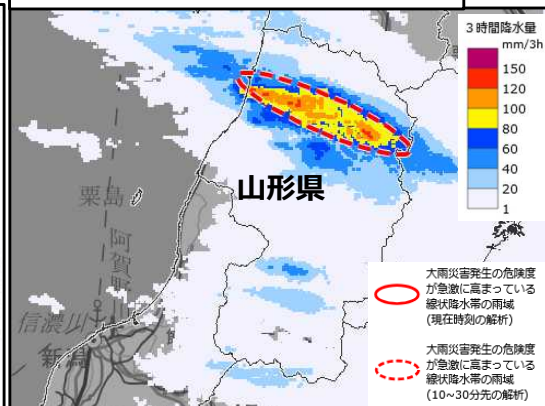
順位	都道府県	市町村	地点	期間合計値	平年比	7月平年値
				mm	%	mm
1	山形県	最上郡真室川町	差首鍋（サスナベ）	444.0	131	339.7
2	山形県	新庄市	新庄（シンジョウ）	403.5	184	219.6
3	山形県	酒田市	酒田大沢（サカタオオサワ）	401.5	///	///
4	山形県	最上郡最上町	瀬見（セミ）	400.0	166	241.6
5	沖縄県	八重山郡竹富町	西表島（イリオモテジマ）	339.5	264	128.8
6	山形県	最上郡最上町	向町（ムカイマチ）	337.0	144	233.4
7	山形県	酒田市	酒田（サカタ）	304.0	139	218.7
8	山形県	東田川郡庄内町	狩川（カリカワ）	281.5	124	227.2
9	秋田県	由利本荘市	東由利（ヒガシユリ）	275.0	140	196.5
10	秋田県	北秋田市	阿仁合（アニアイ）	271.0	116	233.8

※7月の平年値がないアメダス地点

線状降水帯 25日 13時00分



線状降水帯 25日 22時40分



大雨特別警報を発表した市町村

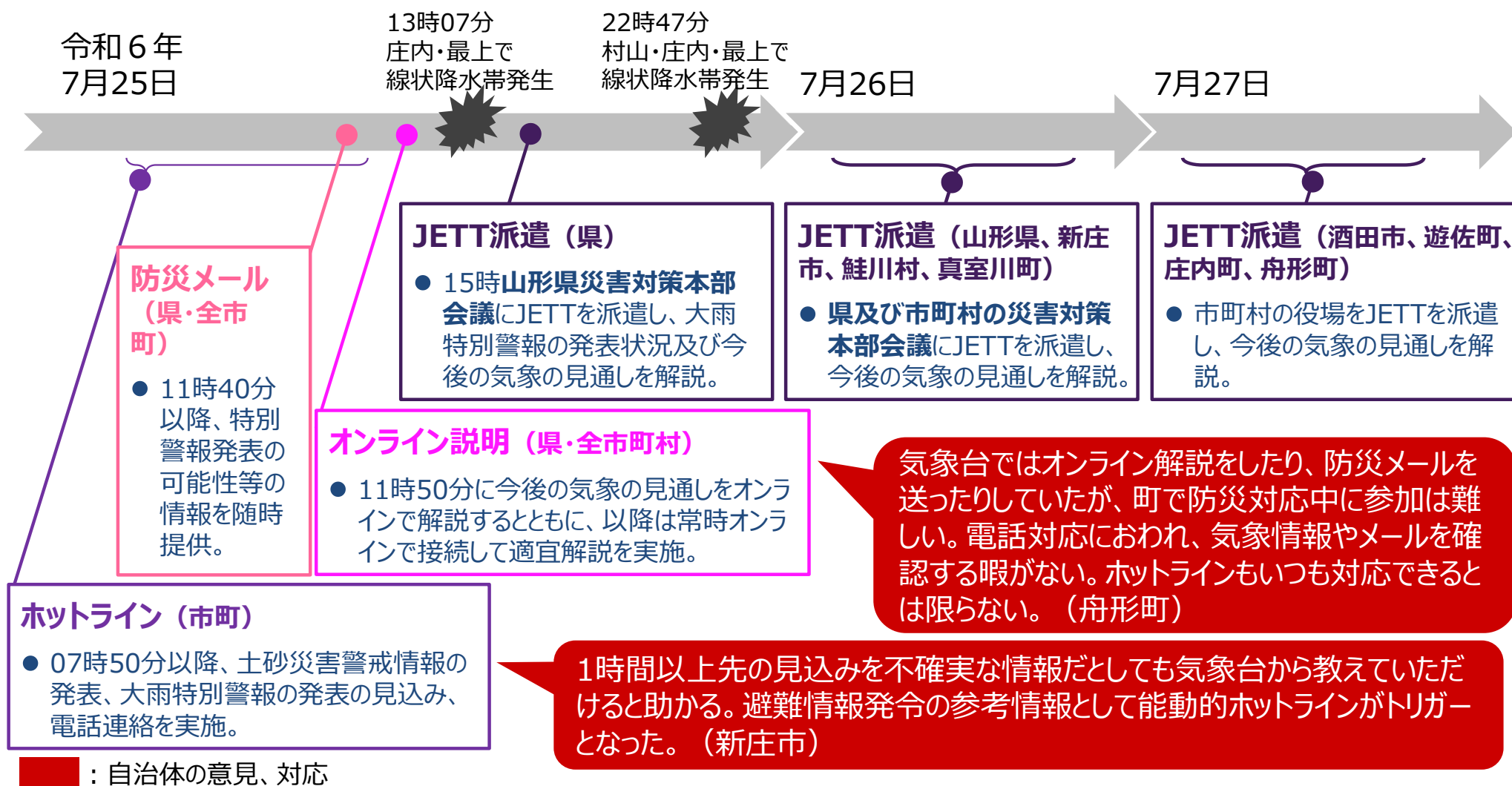


大雨特別警報（山形県）

- 25日13時05分 発表（酒田市・遊佐町）
- 25日20時10分 警報に切り替え
- 25日23時40分 発表（酒田市・庄内町・新庄市・舟形町・鮭川村・戸沢村）
- 26日05時50分 警報に切り替え

気象台の取組及び自治体の対応 令和6年7月山形県の大雨

- 山形地方気象台は、関係自治体に対し、状況が急激に悪化する中で防災メールやホットラインにより気象解説を行ったが、自治体からは繁忙のために対応できないといった声もあった。



▶ 市町村の繁忙な対応状況を踏まえた気象台による取組のあり方は。

(参考) 災害時の自治体の繁忙な対応状況例

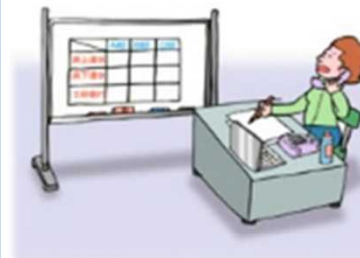
■報道機関からの電話が殺到

ずぶぬれになって役所に着くと、**報道機関からの嵐のような問い合わせ**が待っていました。最初は「うわー、大変ですね」と言ってくれるのですが、そのうち思うように取材ができないもどかしさからか**厳しい指摘の連続**となりました。

「こう答えたいけれども、どうしましょう」と上層部に投げかけてもストップがかかってしまう。**メディアから「なぜ、出せないんだ!」と言われても、担当としては市がまとめた確かな情報しか出せず、にっちもさっちもいかない状況**が続きました。

まだ被害の詳細がつかみきれていない状況であると説明しても、どの地域が浸水したのか、浸水した家屋は何百か、何千かと聞いてきます。報道機関からすれば、正確に確認がとれていなくとも、今わかっていることを出してほしいということなんです。中には、特ダネを求めてくるところもあり、そういうアプローチへの対応は、正直苦しかったですね。

【前線による大雨(平成24年8月)】(宇治市 50代 女性 市役所職員)



■住民からの電話も殺到

当時は、**受話器を置いた途端に電話が鳴る状態**でした。119番とか110番とは違って、受けたら自動的にその場所の地図が出るわけではありませんので、まず住宅地図を開いて、住所や電話番号を聞き、「お近くの目標物はありますか」と言って、お店とか病院とかバス停とかで場所を確認し、『災害対応票』に記録していきました。

「道路の木が倒れて通行の妨げになっている。何とかしないと」という電話を、見る人見る人がかけてくるので、木が1本倒れただけでもその通報が何件にもなります。結果的に**通報記録は1200件にのぼりました**。

「裏山が崩れた」という通報も、ほんの少し崩れた場合もあるし、土砂がドーンと家に当たっているというケースもあります。どの程度重要なものなのか、十分聞き取ってから判断しなければなりませんから、**1件の電話にかなり時間がかかります**。

こういった**電話対応に追われ、河川の水位や雨量の監視業務がどうしても疎かになりがち**です。このため、これ以降、応援職員に主に電話対応をやってもらうといった役割分担を明確にしました。それが今年の大雨の時に役に立ったというか、我々は冷静に監視にあたることができました。

【平成21年7月中国・九州北部豪雨(平成21年7月)】(宇部市 50代 男性 行政職員)



内閣府(防災担当)「市町村のための水害対応の手引き」(令和6年5月)より

令和2年7月豪雨（概要）

- 7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となり、人的被害や物的被害が発生した。気象庁は、顕著な災害をもたらしたこの一連の大雨について、災害の経験や教訓を後世に伝承することなどを目的として「令和2年7月豪雨」と名称を定めた。

令和2年7月豪雨の経過

- 7月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通して東日本にのびてほとんど停滞した。前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日は記録的な大雨となった。気象庁は、熊本県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県の7県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒をよびかけた。

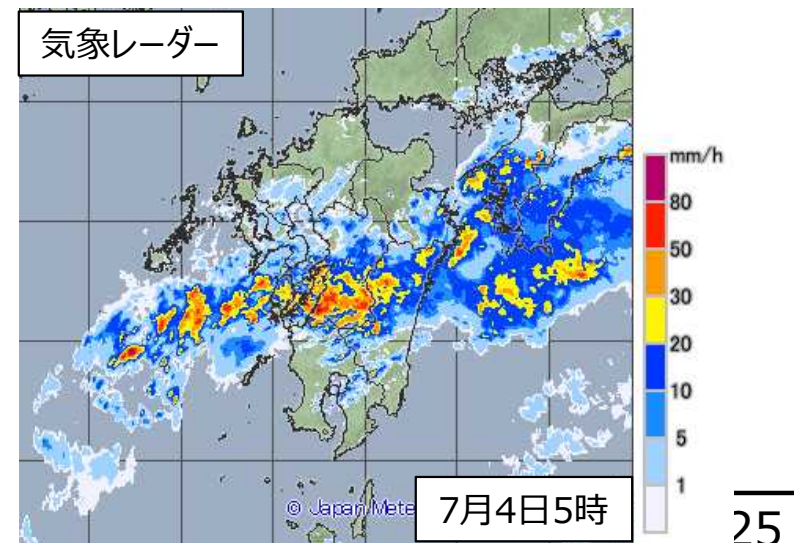
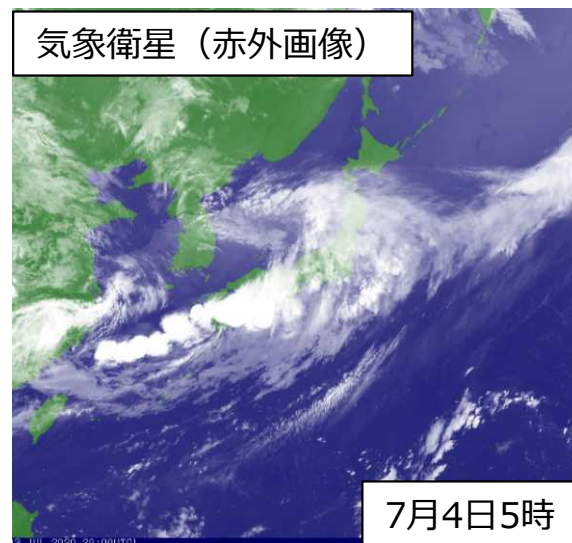
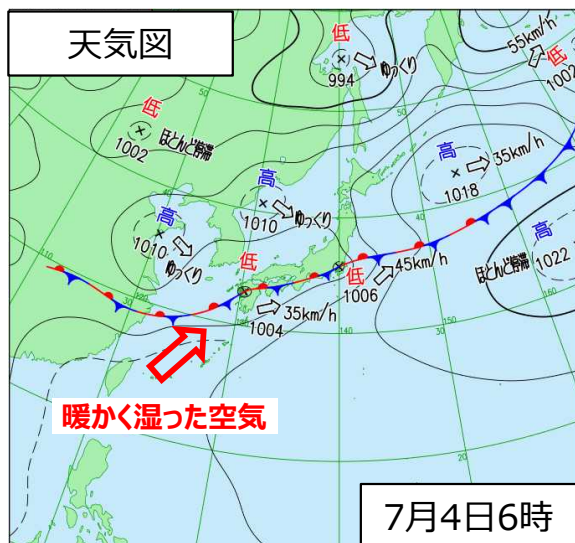
令和2年7月豪雨における観測記録及び被害の発生状況

- 7月3日から7月31日までの総降水量は、九州南部、九州北部地方、東海地方、及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。
- この大雨により、球磨川や筑後川、飛騨川、江の川、最上川といった大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生した。（被害に関する情報は令和2年8月7日内閣府とりまとめ等による）。

■被害状況（令和2年8月24日 内閣府とりまとめより）：全国の合計

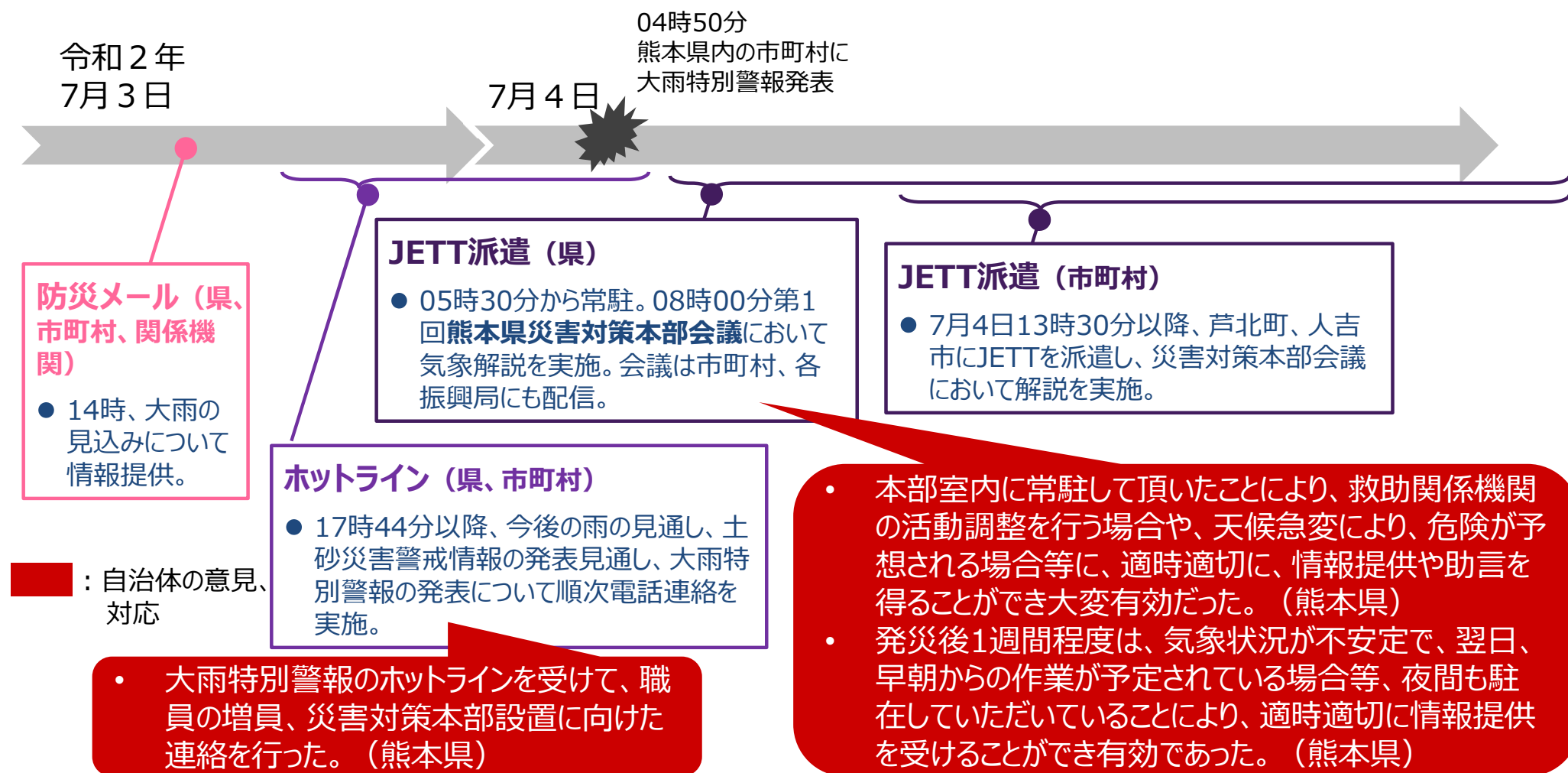
死者82名、行方不明者4名、住家全壊319棟、住家半壊2,009棟、住家一部損壊2,230棟、床上浸水6,985棟、床下浸水6,949棟

■熊本県・鹿児島県に大雨特別警報を発表した頃の天気図・気象衛星（赤外画像）・気象レーダー



気象台の取組及び自治体の対応 令和2年7月豪雨

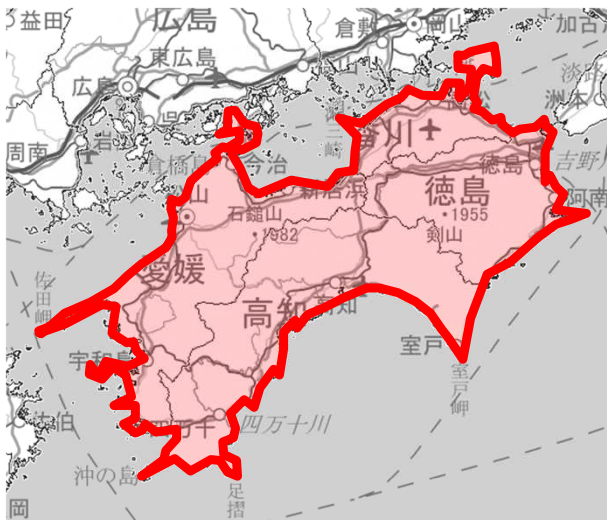
- 熊本地方気象台は、関係自治体に対し現象の推移に応じて防災メールやホットラインにより気象解説を実施。大雨特別警報発表直後は県へのJETT派遣を行い、県災対本部会議を通じて熊本地方気象台から市町に直接情報提供するとともに、県庁に常駐することで熊本県及び被災市町村の対応を支援した。



- ▶ 気象台からの都道府県災害対策本部への迅速なJETT派遣及びその後の駐在は有効と言えるのでは。

「地域」に応じた様々な主体（再掲）

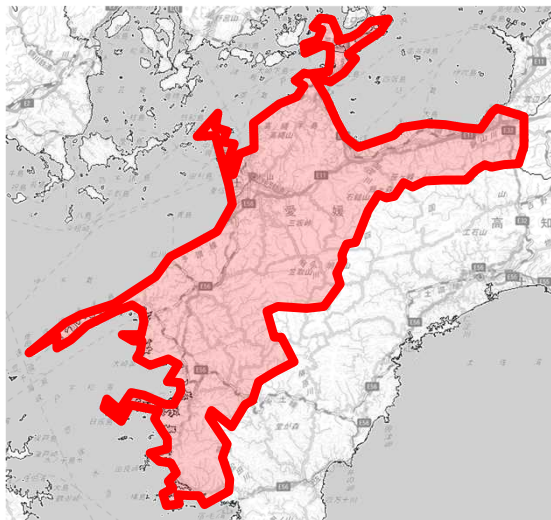
● 地方（例：四国地方）



主体の例

地方整備局、
地方運輸局、
電力会社、JR 等

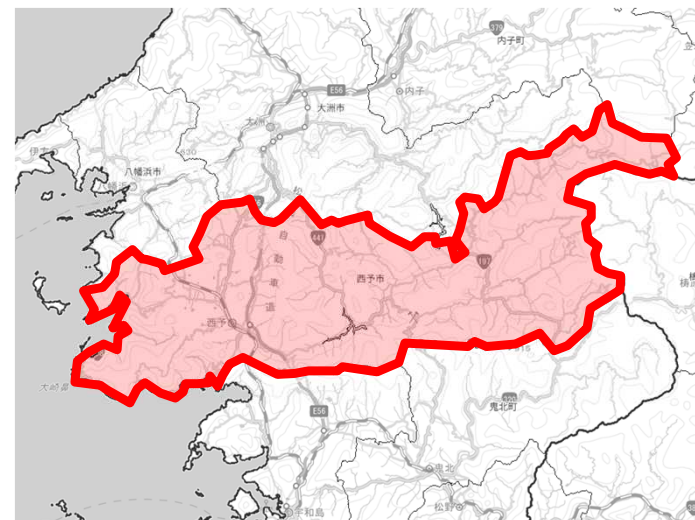
● 都道府県（例：愛媛県）



主体の例

都道府県庁、
県トラック協会、
県バス協会 等

● 市町村（例：西予市）



主体の例

市町村役場 等

地図出典：地理院タイル（加工して利用）等

- ◎ 気象台と各主体との関係構築・深化を検討するにあたっては、主体ごとに対象とする「地域」が異なること踏まえる必要がある。
- ◎ 住民避難の観点では市町村単位での支援が重要となるが、社会経済活動の基盤維持や広域避難の観点では、地方単位等、より広域での支援も重要になるのではないかな。

災害発生前における関係主体の対応例

令和6年台風第10号

※ 各機関の対応を網羅的にまとめたものではなく、特徴的なもののみ記載。

九州地方整備局

地方

- 大雨に備え、流域自治体からの要請を受けて排水ポンプ車を配備し、内水被害を軽減するため水門等において排水作業を実施。※1

関東運輸局

地方

- 管内のバス・タクシー・トラック関係団体に対し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運休や運行計画の変更などの指示を行うとともに、利用者に対して運休や運行計画の変更などの情報を発信すること等の留意事項を周知。※2

JR九州・JR西日本・JR東海

地方

- 台風の接近に伴い、新幹線の運転を取りやめる可能性の呼びかけ、本数を減らして運転、運転の見合わせを実施。※3・4・5

西日本高速道路株式会社

地方

- 台風上陸の5日程度前から高速道路の通行止めの可能性について注意喚起。1日半程度前には進路によっては西日本の広い範囲で通行止めの可能性があること、1日程度前には通行止めの可能性がある区間について注意喚起。※6

日本郵便九州支社

地方

- 郵便局の業務休止等について事前にお知らせ。※7

イオン九州株式会社

地方

- 台風接近に伴い一部の店舗で閉店時間を早めたり、終日、休業したりすることを事前に決定。※8

県 都道府県を管轄する主体

地方 地方ブロックを管轄する主体

全国 全国を管轄する主体

※1 九州地方整備局ホームページ (https://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/r6taihu10gou05.pdf) より。

※2 関東運輸局発事務連絡「令和6年台風第10号に関する警戒について」(令和6年8月26日) より。

※3 JR九州 公式X (<https://x.com/jrkyushufukhok/status/1829010186021024162>) より。

※4 JR西日本 公式X (https://x.com/jrwest_Shinkan/status/1829640512971612342) より。

※5 JR東海 公式X (https://x.com/JRC_ShinOsaka/status/1828680403051487326) より。

※6 NEXCO西日本 お知らせ「台風10号の影響による高速道路の通行止めについて」(令和6年8月23日) より。

※7 日本郵便(株)九州支社 公式X (https://x.com/jp_post_kyushu/status/1827942906189021436) より。

※8 イオン九州 公式X (https://x.com/AEON_KYUSHU/status/1828739966098424267) より。

災害発生後における関係主体の対応例

令和6年能登半島地震

※ 各機関の対応を網羅的にまとめたものではなく、特徴的なもののみ記載。

地方整備局・地方運輸局等

地方

- 各地からT E C - F O R C Eを派遣し、防災ヘリ等による広域被災状況調査、土砂崩れ等により通行不能となった県、市町管理道路に対する建設業者と連携した道路の緊急復旧（道路啓開）、断水となった地域へ給水機能付散水車による給水支援、道路、河川、砂防、海岸、鉄道、港湾、空港等の被災状況調査等を実施。※1

北陸電力送配電株式会社

地方

- 発災当初より電力各社や協力企業から作業員や電源車等の応援を受け、連日千人規模や100台体制で対応し、道路啓開の進捗と併せて、優先すべき場所に工事車両、人員を投入して、配電線復旧重点工事、電源車等での代替供給を開始する等により、停電の続く避難所等における早期の停電解消に努めた。※1

KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイル

全国/地方

- 携帯電話事業者各社は、移動基地局等（車載型基地局、可搬型衛星アンテナ、有線給電ドローン、船上基地局）を活用して応急復旧を進め、立入困難地点を除き1月15日、17日までに応急復旧を概ね終えた他、商用電源の復旧、光ファイバの張替、基地局の修理等により、本格復旧を進めた。※1

全日本トラック協会、石川県トラック協会

全国/県

- 被災地において、支援物資を輸送。※2

石川県バス協会

県

- 1月2日からの輸送は、主に持病等緊急性のある患者のバス輸送を実施。また、自衛隊ヘリコプターによる緊急輸送後の二次避難所までのバス輸送を実施。

県 都道府県を管轄する主体

地方 地方ブロックを管轄する主体

全国 全国を管轄する主体

※1 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月）より。

※2 全日本トラック協会・石川県トラック協会「令和6年能登半島地震緊急支援物資輸送等活動記録について」（令和7年5月8日）より。

※3 「公益社団法人石川県バス協会の災害対応について」（<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/00jaj6xvpa.pdf>）より。

様々な主体の対応を踏まえた分析（案）

【主体に関する分析】

- ◆ 全国的な組織の場合、地方単位の支部組織を有することが多く、この支部組織において管轄地域内の対応を判断している例もある。
- ◆ 主体によって、気象等に関する知識をどの程度有しているかは様々である（気象等に関係する業務運営基準（雨量、風速等）を有する主体もある）。

【想定される気象台へのニーズ】

- ① 平時からの防災力向上に資する支援（例：防災対応に係る計画策定支援、勉強会の開催等による防災気象情報の読み解き支援）
- ② 緊急時の防災対応の判断に資する支援（例：早いタイミングにおける危機感の共有）



- ◆ **これら主体は民間気象事業者のサービスを活用している場合もあり、国と民間の役割を考慮したうえで、国として実施が望まれる取組について、ニーズを踏まえながら検討することが重要と考えられる。**

→今後、事務局においてヒアリング等を実施し、ニーズ等を収集・整理

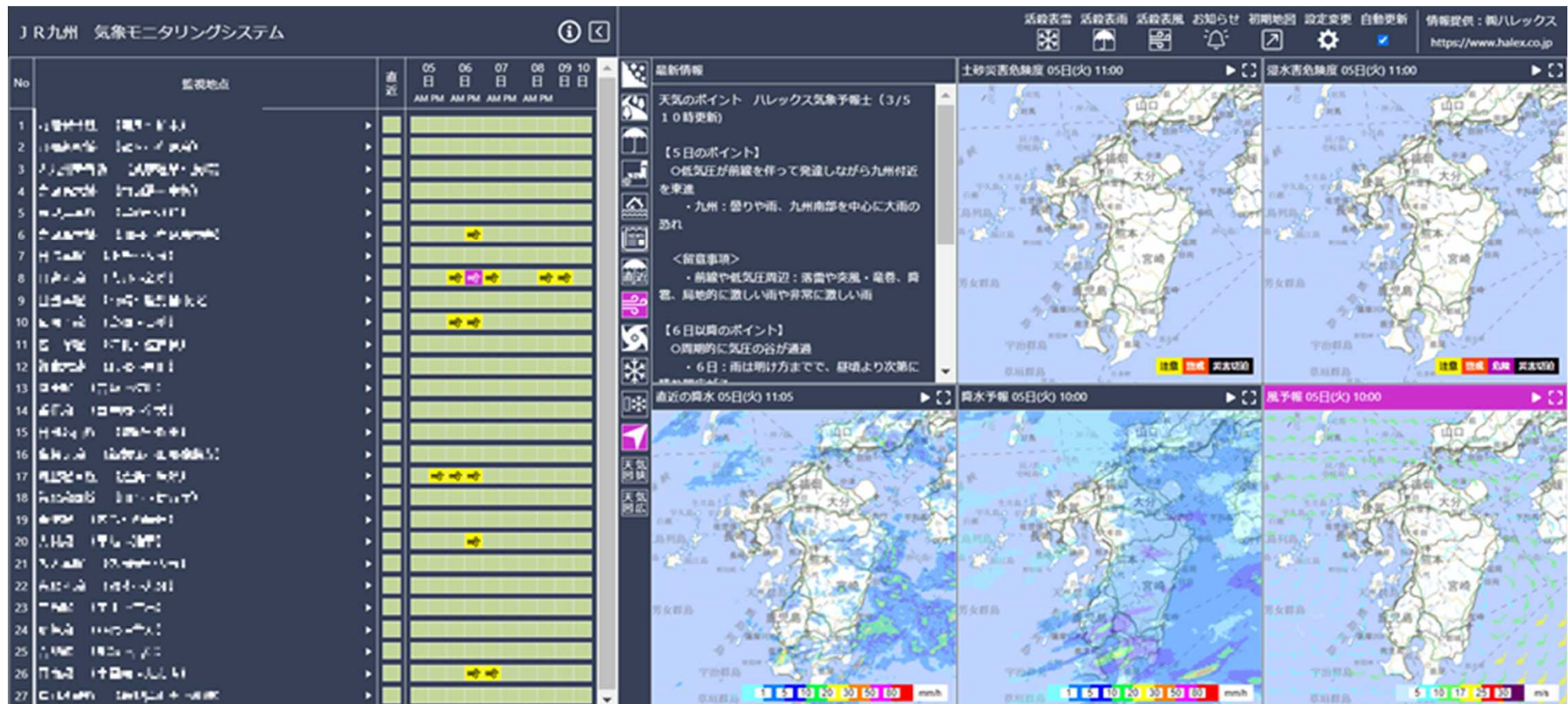
- ◆ **南海トラフ巨大地震等、広域にわたる災害時に気象台の取組が機能するよう、地方単位等広域を管轄する主体との関係構築・深化も重要と考えられる。**

→令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報発表事例についても今後分析

(参考) 様々な主体における民間気象事業者のサービスの活用例①

● 鉄道分野における活用

鉄道会社の観測データや、民間気象事業者の気象予測情報を整理して、鉄道会社が使いやすいようにカスタマイズ。

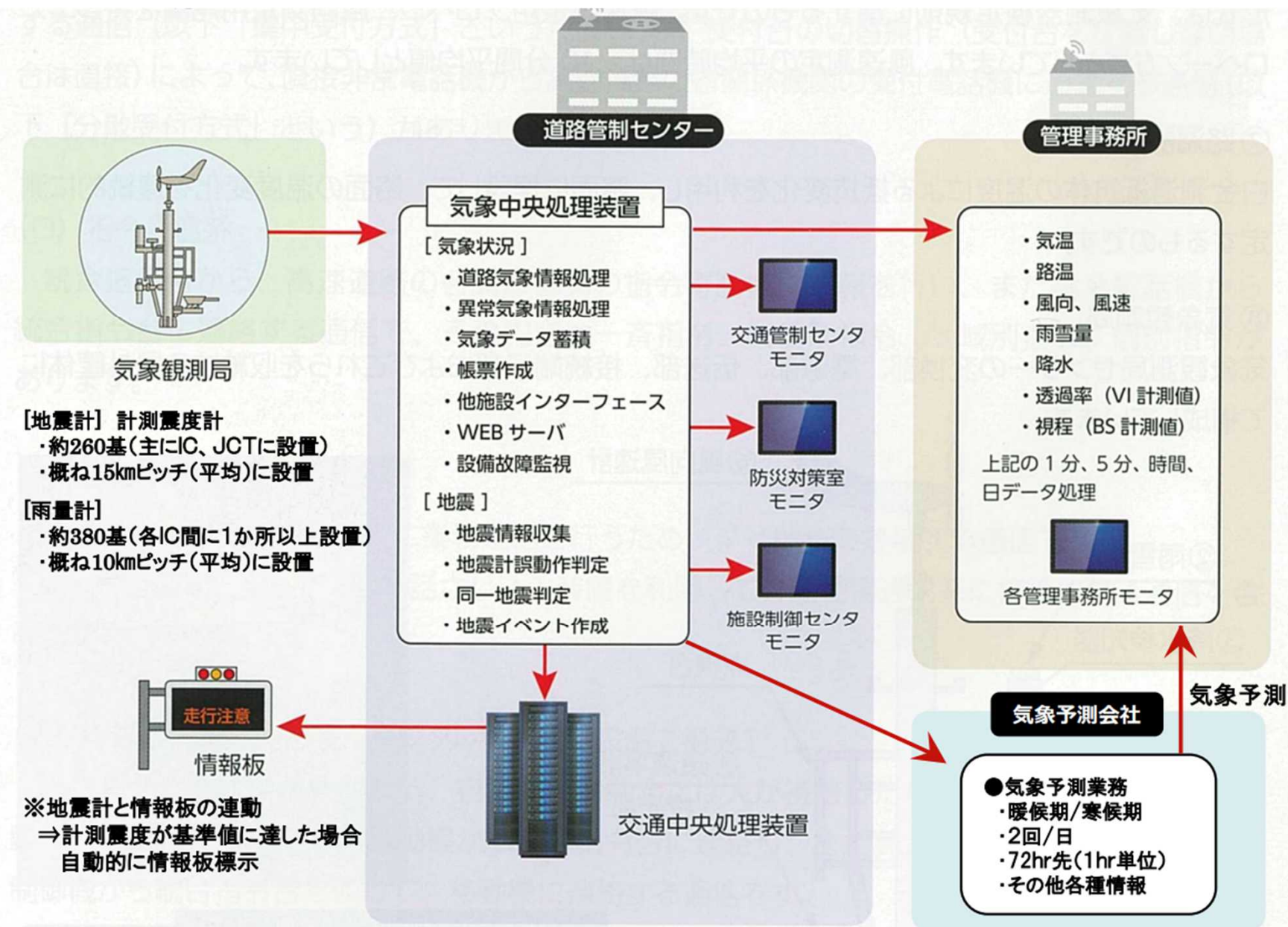


「～鉄道の運行・管理における気象データ活用～ 列車の効率的な運行を支える気象データ」

(<https://www.wxbc.jp/exampleandinterview/%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC%E7%AC%AC%E4%BA%94%E5%9B%9E/>) より

(参考) 様々な主体における民間気象事業者のサービスの活用例②

● 道路管理部门における活用



課題と論点（案）

課題と論点（案）

【課題】

- 防災の最前線に立つ市町村における防災気象情報を活用した適切な防災対応の実施に繋がるよう、各地の気象台において平時から緊急時まで支援の取組を進めているが、この取組が一方通行となってしまう場合もあり、自治体の態勢やニーズ等を踏まえた迅速かつ効果的な支援実施の観点からは改善の余地がある。
- この改善策の一つとなる、気象防災の専門家である気象防災アドバイザーの活用について、アドバイザーそのものの委嘱者数は増加しているものの、市町村における活用は十分進んでいない。



【論点①】

◎ 自治体に対する迅速かつ効果的な気象台の取組の方向性

- 自治体の態勢やニーズ等を踏まえた、地域の防災力向上に一層効果的な気象台の取組
- 地域における気象防災アドバイザー活用の更なる促進策（論点②にも関連）

【課題】

- 災害発生前における社会が災害に備えるための対応や、災害発生後における被災地での活動を担う主体に対する気象台による支援は十分に実施できておらず、当該主体との関係構築・深化及び具体の連携策等において検討の余地がある。



【論点②】

○ 地域における様々な主体と気象台の連携の方向性

- 対象とする「地域」を考慮し、関係構築・深化が必要と考えられる主体
- 国としての役割を考慮のうえ、これら主体に対する気象台の取組の方向性（具体の取組や連携策については第3回以降で議論予定）

今後の予定（案）

今後の予定（案）

スケジュール(案)

主な議題（想定）

令和7年6月11日

第1回

- これまでの気象台の取組紹介、甚大な災害事例における取組を踏まえた課題の確認及び充実・改善の方向性等について議論

令和7年7月15日

第2回

- 気象台による今後の地域防災支援の取組の方向性等について議論

令和7年夏

気象台による今後の地域防災支援の取組の方向性等取りまとめ

令和7年9月

第3回

- 地域における様々な主体との関係構築・深化及び具体の連携策等について議論①

令和7年10月

第4回

- 地域における様々な主体との関係構築・深化及び具体の連携策等について議論②

令和7年11月

第5回

- 最終とりまとめ案について議論

令和7年12月頃

最終とりまとめ（今後の地域における気象防災業務の展望）